

現 行	改 正 後
【本編】 Ⅲ－３－３－２ 預金・リスク商品等の販売・説明態勢 Ⅲ－３－３－２－２ 主な着眼点 （１）・（２） （略） （３）①（略） ② 特定預金等の受入れ 特定預金等については、金融商品取引法の行為規制が準用されていることにかんがみ、監督上の着眼点については、「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」の「Ⅲ－２－３－１適合性原則」、「Ⅲ－２－３－３広告等の規制」、「Ⅲ－２－３－４顧客に対する説明態勢」等を参照するものとする。 （中略） Ⅲ－３－６－２ 主な着眼点 （１）～（３） （略） （４）人事管理に当たっては、事故防止等の観点から職員を長期間にわたり同一業務に従事させることなくローテーションを確保するよう配慮されているか。<u>年１回以上、１週間以上の連続休暇を取得させているか。</u>職員教育において、職業倫理が盛り込まれているか。なお、派遣職員等についても、事故防止等の観点から、可能な範囲で職員と同様の措置を講じているか。 （参考）派遣社員に係る管理態勢の強化について（要請）（平成17 年11 月30 日）	【本編】 Ⅲ－３－３－２ 預金・リスク商品等の販売・説明態勢 Ⅲ－３－３－２－２ 主な着眼点 （１）・（２） （略） （３）①（略） ② 特定預金等の受入れ 特定預金等については、金融商品取引法の行為規制が準用されていることにかんがみ、監督上の着眼点については、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「Ⅲ－２－３－１適合性原則」、「Ⅲ－２－３－３広告等の規制」、「Ⅲ－２－３－４顧客に対する説明態勢」、<u>「Ⅳ－３－１－２（３）高齢顧客への勧誘に係る留意事項」</u>等を参照するものとする。 （中略） Ⅲ－３－６－２ 主な着眼点 （１）～（３） （略） （４）人事管理に当たっては、事故防止等の観点から職員を長期間にわたり同一業務に従事させることなくローテーションを確保するよう配慮されているか。<u>人事担当者等と連携し、連続休暇、研修、内部出向制度等により、最低限年一回、一週間以上連続して、職場を離れる方策をとっているか。</u>職員教育において、職業倫理が盛り込まれているか。なお、派遣職員等についても、事故防止等の観点から、可能な範囲で職員と同様の措置を講じているか。 （参考）派遣社員に係る管理態勢の強化について（要請）（平成 17 年 11 月 30 日）

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 12

現 行	改 正 後
(5) (略) (中略) Ⅲ－３－１０ 海外業務管理 Ⅲ－３－１０－２ 主な着眼点 (1) 本店及び海外営業拠点経営陣等による拠点経営・業務運営の適正な管理 ①～③ (略) ④ 人事管理に当たっては、事故防止等の観点から、役職員を長期間にわたり同一業務に従事させることなく、人事ローテーションを確保するよう配慮されているか。<u>年1回以上、1週間以上の連続休暇を取得させているか。</u> (中略) V－３－３－５ 銀行とその証券子会社等の関係 (1) (略) (2) 銀行等がその関係金融商品取引業者との間で、法令等遵守管理に関する業務、損失の危険の管理に関する業務、内部監査及び内部検査に関する業務、財務に関する業務、経理に関する業務又は<u>税務に関する業務</u>（以下本項において「<u>内部管理に関する業務</u>」という。）について金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号に規定する行為を行う場合には、登録金融機関である銀行及び当該関係金融商品取引業者において、<u>内部管理</u>に関する業	(5) (略) (中略) Ⅲ－３－１０ 海外業務管理 Ⅲ－３－１０－２ 主な着眼点 (1) 本店及び海外営業拠点経営陣等による拠点経営・業務運営の適正な管理 ①～③ (略) ④ 人事管理に当たっては、事故防止等の観点から、役職員を長期間にわたり同一業務に従事させることなく、人事ローテーションを確保するよう配慮されているか。<u>人事担当者等と連携し、連続休暇、研修、内部出向制度等により、最低限年一回、一週間以上連続して、職場を離れる方策をとっているか。</u> (中略) V－３－３－５ 銀行とその証券子会社等の関係 (1) (略) (2) 銀行等がその関係金融商品取引業者との間で、法令等遵守管理に関する業務、損失の危険の管理に関する業務、内部監査及び内部検査に関する業務、財務に関する業務、経理に関する業務、<u>税務に関する業務、子法人等の経営管理に関する業務、又は有価証券の売買、デリバティブ取引その他の取引に係る決済及びこれに関連する業務</u>（以下本項において「<u>内部管理及び運営に関する業務</u>」という。）について金融商品取引業等に関する内閣府令第153条

現 行	改 正 後
務を行う部門から非公開情報が漏えいしない措置を的確に講じていること等、情報管理体制について業務方法書に記載することが求められている。一方、銀行監督の観点からは、<u>内部管理</u>に関する業務の統合によって、銀行等の当該業務遂行の高度化や効率化を図ることが可能となる反面、関係金融商品取引業者との関係で統合された<u>内部管理</u>に関する業務についての責任の範囲や所在が不明確になるリスク、さらに当該銀行等の<u>内部管理</u>に関する業務の責任者が実質的に当該<u>内部管理</u>に関する業務の管理・監督を行わないまま関係金融商品取引業者にその遂行を任せる状態になることによる当該銀行等の実質的な内部管理機能が働かないリスク等、業務の健全かつ適切な運営が阻害されるリスクも発生することから、以下の点に特に留意する必要がある。 ① 統合する<u>内部管理</u>に関する業務について、銀行等が実質的な管理・監督を行わないまま関係金融商品取引業者へその遂行を任せる状態を防止するため、当該<u>内部管理</u>に関する業務に係る銀行等と関係金融商品取引業者との間の権限及び責任の分担、並びに、銀行等における当該<u>内部管理業務</u>を担当する取締役等（外国銀行支店にあっては支店長、及び副支店長、管理本部長等、当該<u>内部管理</u>に関する業務の責任者として相応しい者。以下「担当取締役等」という。）及び当該業務の担当者（関係金融商品取引業者の当該業務の従業員を兼職している者を含む。）の権限・責任の範囲が、職務規定や組織規定等において明確になっているか。 ② 銀行等が<u>内部管理</u>に関する業務についての管理責任を果たすための組織及び人的構成に関して、以下のような管理態勢の整備が図られているか。 イ. 担当取締役等は、銀行等における<u>内部管理業務</u>の担当者に対する監督等を通じて、業務の状況を的確に把握し、その適切な遂行を確保する責務と権限を有するとともに、当該銀行等の取締役会等（外国銀行支店にあっては本店における自己の職務関係上の上位者又は当該<u>内部管理</u>に関する業務の責任者を含む。以下「取締役会等」という。）や監督当局に対して適切な報告・説明を行う権限及び責任を有しているか。 ロ. ～ハ. （略）	第1項第7号に規定する行為を行う場合には、登録金融機関である銀行及び当該関係金融商品取引業者において、<u>内部管理及び運営</u>に関する業務を行う部門から非公開情報が漏えいしない措置を的確に講じていること等、情報管理体制について業務方法書に記載することが求められている。一方、銀行監督の観点からは、<u>内部管理及び運営</u>に関する業務の統合によって、銀行等の当該業務遂行の高度化や効率化を図ることが可能となる反面、関係金融商品取引業者との関係で統合された<u>内部管理及び運営</u>に関する業務についての責任の範囲や所在が不明確になるリスク、さらに当該銀行等の<u>内部管理及び運営</u>に関する業務の責任者が実質的に当該<u>内部管理及び運営</u>に関する業務の管理・監督を行わないまま関係金融商品取引業者にその遂行を任せる状態になることによる当該銀行等の実質的な<u>内部管理及び運営</u>に関する機能が働かないリスク等、業務の健全かつ適切な運営が阻害されるリスクも発生することから、以下の点に特に留意する必要がある。 ① 統合する<u>内部管理及び運営</u>に関する業務について、銀行等が実質的な管理・監督を行わないまま関係金融商品取引業者へその遂行を任せる状態を防止するため、当該<u>内部管理及び運営</u>に関する業務に係る銀行等と関係金融商品取引業者との間の権限及び責任の分担、並びに、銀行等における当該<u>内部管理及び運営</u>に関する業務を担当する取締役等（外国銀行支店にあっては支店長、及び副支店長、管理本部長等、当該<u>内部管理及び運営</u>に関する業務の責任者として相応しい者。以下「担当取締役等」という。）及び当該業務の担当者（関係金融商品取引業者の当該業務の従業員を兼職している者を含む。）の権限・責任の範囲が、職務規定や組織規定等において明確になっているか。 ② 銀行等が<u>内部管理及び運営</u>に関する業務についての管理責任を果たすための組織及び人的構成に関して、以下のような管理態勢の整備が図られているか。 イ. 担当取締役等は、銀行等における<u>内部管理及び運営</u>に関する業務の担当者に対する監督等を通じて、業務の状況を的確に把握し、その適切な遂行を確保する責務と権限を有するとともに、当該銀行等の取締役会等（外国銀行支店にあっては本店における自己の職務関係上の上位者又は当該<u>内部管理及び運営</u>に関する業務の責任者を含む。以下「取締役会等」という。）や監督当局に対して適切な報告・説明を行う権限及び責任を有しているか。 ロ. ～ハ. （略）

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 12

現 行	改 正 後
③ （略） イ. 当該内部管理に関する業務等の実施についての方針及び手続 ロ. 担当取締役等当該内部管理に関する業務に従事する者の権限・事務分掌 ハ. その他各種規定の整備状況 ニ. 当該内部管理に関する業務実施に係る人員・組織の状況等 （注）銀行等とは、普通銀行、外国銀行支店、銀行持株会社をいう。 （中略） VI 外国銀行支店の監督 VI－2 主な着眼点 （１）～（１０） （略） （新設）	③ （略） イ. 当該内部管理及び運営に関する業務等の実施についての方針及び手続 ロ. 担当取締役等当該内部管理及び運営に関する業務に従事する者の権限・事務分掌 ハ. その他各種規定の整備状況 ニ. 当該内部管理及び運営に関する業務実施に係る人員・組織の状況等 （注）銀行等とは、普通銀行、外国銀行支店、銀行持株会社をいう。 （中略） VI 外国銀行支店の監督 VI－2 主な着眼点 （１）～（１０） （略） （１１）<u>預金者の保護その他の信用秩序の維持（預金業務を取扱う場合の外国銀行支店の免許時の審査基準及び監督上の留意点等）</u> ① <u>外国銀行支店における資産の運用に当たっては、海外の拠点における過度な運用の依存が行われる場合には、外国銀行支店が自身の資産の運用内容について把握しにくい、我が国の監督当局において外国銀行支店の資産の運用内容が適切か検証しにくい等の問題点がある。</u> ② <u>そこで、外国銀行支店においては、特に預金によって集めた資金については、当該外国銀行支店においてその資金の運用方法について十分に把握し、過度にグループ間の他の拠点の運用に依存しないようにする等、預金者の取引の安全の必要性等も踏まえて、銀行業務を的確かつ公正に遂行することができる態勢を整える必要がある。</u> ③ <u>以上を踏まえ、外国銀行支店の免許の審査にあたっては、グループ間の他の拠点への資金運用の依拠が過度となることがないか否かを判断する必要があり、その際には、例えば、支店設置後の計画において、国内で受け入れた預金の大部分が海外拠点において運用することとな</u>

現 行	改 正 後
(以下略)	<u>っていないか等について確認することとする。</u> <u>(注) 外国銀行支店において、リテール預金を取扱う場合には、外国銀行支店に対して預金保険が適用されていない現状の下、リテール預金の性質が個人の生活に直接関わる資金であること等のリテール預金の特質も十分に踏まえ、かかる資金については一般により安全な資金運用態勢が求められる点に留意する。</u> ④ <u>また、外国銀行支店が設置された後についても、本支店勘定をはじめとしたグループ内での回金状況、資産の国内での保有状況、取扱う預金の内容及び方法等を確認し、例えば、国内で受け入れた預金の大部分が恒常的に本支店勘定等により海外に持ち出されていないか、グループ間の他の海外拠点への資金運用の依拠が過度となっていないか等について検証することとする。</u> ⑤ <u>なお、外国銀行支店が預金業務を行うにあたっては、銀行法施行規則第 30 条の 2 各号の事項に加えて、</u> <u>イ. 当該預金商品が外国銀行の本国における預金保険制度の対象となっている場合にはその旨及びその制度の内容</u> <u>ロ. 外国銀行支店の支払能力の最終的な源泉は外国銀行全体であり、当該外国銀行全体の健全性については当該外国銀行を所管する外国当局が監督していること</u> <u>等、預金者にとって参考となる事項について、顧客の知識、経験等に応じた適切な説明を行う態勢が整備されているか検証する。</u> (以下略)

現 行	改 正 後														
【様式・参考資料編】 （新設）	【様式・参考資料編】 海外付随業務取扱事務所の設置 別紙様式 5－11 年 月 日 金融庁長官 ○○○○ 殿 所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先) 海外付随業務取扱事務所設置届出書 海外付随業務取扱事務所を設置いたしたく、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35 条第 1 項第 6 号の 2 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 <table><tbody><tr><td>名</td><td>称</td></tr><tr><td>設 置 予 定 地</td><td></td></tr><tr><td>業 務 内 容</td><td></td></tr><tr><td>設 置 予 定 日</td><td>年 月 日 ()</td></tr><tr><td>営 業 日</td><td></td></tr><tr><td>営 業 時 間</td><td></td></tr><tr><td>理 由</td><td></td></tr></tbody></table>	名	称	設 置 予 定 地		業 務 内 容		設 置 予 定 日	年 月 日 ()	営 業 日		営 業 時 間		理 由	
名	称														
設 置 予 定 地															
業 務 内 容															
設 置 予 定 日	年 月 日 ()														
営 業 日															
営 業 時 間															
理 由															

現 行	改 正 後												
(新設)	海外付随業務取扱事務所の位置変更 別紙様式 5－12 年 月 日 金融庁長官 ○○○○ 殿 所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先) 海外付随業務取扱事務所位置変更届出書 海外付随業務取扱事務所を位置変更いたしたく、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35 条第 1 項第 6 号の 2 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 <table><tbody><tr><td>名 称</td><td></td></tr><tr><td>新 位 置</td><td></td></tr><tr><td>現 位 置</td><td></td></tr><tr><td>業 務 内 容</td><td></td></tr><tr><td>位 置 変 更 予 定 日</td><td>年 月 日 ()</td></tr><tr><td>理 由</td><td></td></tr></tbody></table>	名 称		新 位 置		現 位 置		業 務 内 容		位 置 変 更 予 定 日	年 月 日 ()	理 由	
名 称													
新 位 置													
現 位 置													
業 務 内 容													
位 置 変 更 予 定 日	年 月 日 ()												
理 由													

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 12

現 行	改 正 後										
(新設)	<u>海外付随業務取扱事務所の廃止</u> <u>別紙様式 5－13</u> 年 月 日 <u>金融庁長官</u> ○○○○ 殿 所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先) <u>海 外 付 随 業 務 取 扱 事 務 所 廃 止 届 出 書</u> <u>海外付随業務取扱事務所を廃止いたしたく、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35 条第 1 項第 6 号の 2 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</u> 記 <table border="1"> <tr> <td>名 称</td><td></td></tr> <tr> <td>所 在 地</td><td></td></tr> <tr> <td>業 務 内 容</td><td></td></tr> <tr> <td>廃 止 予 定 日</td><td>年 月 日 ()</td></tr> <tr> <td>理 由</td><td></td></tr> </table>	名 称		所 在 地		業 務 内 容		廃 止 予 定 日	年 月 日 ()	理 由	
名 称											
所 在 地											
業 務 内 容											
廃 止 予 定 日	年 月 日 ()										
理 由											

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 12

現 行	改 正 後																	
（新設）	<u>海外付随業務取扱事務所の業務内容の変更</u> <u>別紙様式 5－14</u> 年 月 日 <u>金融庁長官 〇〇〇〇 殿</u> <u>所在地</u> <u>商 号</u> <u>代表者</u> （担当部署、担当者、担当者連絡先） <u>〇 〇 業 務 内 容 変 更 届 出 書</u> <u>〇〇の業務内容を変更いたしたく、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35 条第 1 項第 6 号の 2 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</u> 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">名</td><td style="width: 10%; text-align: center;">称</td><td style="width: 80%;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">所</td><td style="text-align: center;">在</td><td style="text-align: center;">地</td></tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">業 務 内 容</td><td style="text-align: center;">変 更 前</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">変 更 後</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">変 更 予 定 日</td><td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日（ ）</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">理</td><td style="text-align: center;">由</td><td></td></tr> </table>	名	称		所	在	地	業 務 内 容	変 更 前		変 更 後		変 更 予 定 日	年 月 日（ ）		理	由	
名	称																	
所	在	地																
業 務 内 容	変 更 前																	
	変 更 後																	
変 更 予 定 日	年 月 日（ ）																	
理	由																	

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 12

現 行	改 正 後
外国銀行代理業務に係る認可 別紙様式 8－1 （第 1 面） 年 月 日 金融庁長官 ○○○○ 殿 主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先） 外国銀行代理業務に係る認可申請書 外国銀行代理業務を営みたく、銀行法第 52 条の 2 第 1 項の規定により認可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。 （注）添付書類 （申請者が銀行法施行規則第 34 条の 2 第 1 項に該当する場合） - 理由書 - 所属外国銀行の定款又は性質を識別するに足る書面 - 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面 - 所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面 - 所属外国銀行の主要な株主又は持分を保有する者（以下この号において「主要株主等」という。）の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（主要株主等が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する株式の数又は出資の金額を記載した書面 - 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面 - 当該銀行と所属外国銀行との間の資本関係を記載した書面 - 当該銀行と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約書の案 - 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面 - その他審査をするため参考となるべき事項を記載した書面 （申請者が銀行法施行規則第 34 条の 2 第 2 項に該当する場合） - 理由書 - 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面 - その他審査をするため参考となるべき事項を記載した書面	外国銀行代理業務に係る認可 別紙様式 8－1 （第 1 面） 年 月 日 金融庁長官 ○○○○ 殿 主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先） 外国銀行代理業務に係る認可申請書 外国銀行代理業務を営みたく、銀行法第 52 条の 2 第 1 項の規定により認可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。 （注 1）添付書類 （①申請者が銀行法施行規則第 34 条の 2 第 1 項に該当する場合） - 理由書 - 所属外国銀行の定款又は性質を識別するに足る書面 - 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面 - 所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面 - 所属外国銀行の主要な株主又は持分を保有する者（以下この号において「主要株主等」という。）の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（主要株主等が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する株式の数又は出資の金額を記載した書面 - 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面 - 当該銀行と所属外国銀行との間の資本関係を記載した書面 - 当該銀行と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約書の案 - 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面 - その他審査をするため参考となるべき事項を記載した書面 （②申請者が銀行法施行規則第 34 条の 2 第 2 項に該当する場合） - 理由書 - 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面 - その他審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 12

現 行	改 正 後
	<u>（注 2）但し、上記①において、申請者が銀行法施行規則第 13 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合</u> ・ <u>添付書類 5 及び 7 に掲げる書面を除く</u> ・ <u>外国において外国銀行代理業務を行うにあたって適用される当該外国の法制度の内容及び当該法制度を満たすための申請者における態勢整備の状況を記載した書面（外国銀行代理業務を行うにあたって外国当局の許認可等の取得が必要な場合には当該許認可等（写）の和訳を含む）を添付すること</u>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 12

現 行	改 正 後																						
所属外国銀行に関する資本金（出資）の額の変更届出書 別紙様式 8－3 年 月 日 金融庁長官 ○○○○ 殿 主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先） 所属外国銀行に関する資本金（又は出資金）の額の変更届出書 所属外国銀行の資本金（又は出資）の額が変更になりましたので、銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20%;">資本金（出資）の額</td><td style="width: 10%;">変 更 後</td><td style="width: 70%;">（ 百万円）換算レート 1 = 円</td></tr> <tr> <td>変 更 前</td><td>（ 百万円）</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">実 行 日</td><td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日（ ）</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">理 由</td><td colspan="2"></td></tr> </table>	資本金（出資）の額	変 更 後	（ 百万円）換算レート 1 = 円	変 更 前	（ 百万円）	実 行 日	年 月 日（ ）		理 由			所属外国銀行に関する資本金（出資）の額の変更届出書 別紙様式 8－3 年 月 日 金融庁長官 ○○○○ 殿 主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先） 所属外国銀行に関する資本金（又は出資金）の額の変更届出書 所属外国銀行の資本金（又は出資）の額が変更になりましたので、銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 1 号（<u>銀行法施行規則第 35 条第 1 項第 17 号の 2 イ</u>）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20%;">資本金（出資）の額</td><td style="width: 10%;">変 更 後</td><td style="width: 70%;">（ 百万円）換算レート 1 = 円</td></tr> <tr> <td>変 更 前</td><td>（ 百万円）</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">実 行 日</td><td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日（ ）</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">理 由</td><td colspan="2"></td></tr> </table>	資本金（出資）の額	変 更 後	（ 百万円）換算レート 1 = 円	変 更 前	（ 百万円）	実 行 日	年 月 日（ ）		理 由		
資本金（出資）の額		変 更 後	（ 百万円）換算レート 1 = 円																				
	変 更 前	（ 百万円）																					
実 行 日	年 月 日（ ）																						
理 由																							
資本金（出資）の額	変 更 後	（ 百万円）換算レート 1 = 円																					
	変 更 前	（ 百万円）																					
実 行 日	年 月 日（ ）																						
理 由																							

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 12

現 行	改 正 後																						
所属外国銀行に関する商号（本店所在地）の変更届出書 別紙様式 8－4 年 月 日 金融庁長官 〇〇〇〇 殿 主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先） 所属外国銀行に関する商号（又は本店所在地）の変更届出書 所属外国銀行の商号（又は本店所在地）が変更になりましたので、銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20%;">商号（本店所在地）</td><td style="width: 10%;">変 更 後</td><td style="width: 70%;"></td></tr> <tr> <td>変 更 前</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">実 行 日</td><td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日（ ）</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">理 由</td><td colspan="2"></td></tr> </table>	商号（本店所在地）	変 更 後		変 更 前		実 行 日	年 月 日（ ）		理 由			所属外国銀行に関する商号（本店所在地）の変更届出書 別紙様式 8－4 年 月 日 金融庁長官 〇〇〇〇 殿 主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先） 所属外国銀行に関する商号（又は本店所在地）の変更届出書 所属外国銀行の商号（又は本店所在地）が変更になりましたので、銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 2 号（銀行法施行規則第 35 条第 1 項第 17 号の 2 ロ）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20%;">商号（本店所在地）</td><td style="width: 10%;">変 更 後</td><td style="width: 70%;"></td></tr> <tr> <td>変 更 前</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">実 行 日</td><td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日（ ）</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">理 由</td><td colspan="2"></td></tr> </table>	商号（本店所在地）	変 更 後		変 更 前		実 行 日	年 月 日（ ）		理 由		
商号（本店所在地）		変 更 後																					
	変 更 前																						
実 行 日	年 月 日（ ）																						
理 由																							
商号（本店所在地）	変 更 後																						
	変 更 前																						
実 行 日	年 月 日（ ）																						
理 由																							

現 行	改 正 後																														
所属外国銀行に関する合併届出書 別紙様式 8－5 年 月 日 金融庁長官 ○○○○ 殿 主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） (担当部署、担当者、担当者連絡先) 所属外国銀行に関する合併届出書 所属外国銀行が合併しましたので、銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 3 号の規定に基づき、下記のとおりにお届けいたします。 記 <table><tr><td rowspan="5">合併後の 所属外国銀行 に関する事項</td><td>商号及び代表者</td><td></td></tr><tr><td>本店所在地</td><td></td></tr><tr><td>所属外国銀行の 役員及び従業員の数</td><td>従業員 名</td></tr><tr><td>所属外国銀行の 業務の種類</td><td></td></tr><tr><td>所属外国銀行及び 所属外国銀行グループの組織図</td><td></td></tr><tr><td>実 行 日</td><td>年 月 日 ()</td></tr><tr><td>理 由</td><td></td></tr></table> (注) 添付書類は 8－1 を参照すること	合併後の 所属外国銀行 に関する事項	商号及び代表者		本店所在地		所属外国銀行の 役員及び従業員の数	従業員 名	所属外国銀行の 業務の種類		所属外国銀行及び 所属外国銀行グループの組織図		実 行 日	年 月 日 ()	理 由		所属外国銀行に関する合併届出書 別紙様式 8－5 年 月 日 金融庁長官 ○○○○ 殿 主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） (担当部署、担当者、担当者連絡先) 所属外国銀行に関する合併届出書 所属外国銀行が合併しましたので、銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 3 号（<u>銀行法施行規則第 35 条第 1 項第 17 号の 2 ハ</u>）の規定に基づき、下記のとおりにお届けいたします。 記 <table><tr><td rowspan="5">合併後の 所属外国銀行 に関する事項</td><td>商号及び代表者</td><td></td></tr><tr><td>本店所在地</td><td></td></tr><tr><td>所属外国銀行の 役員及び従業員の数</td><td>従業員 名</td></tr><tr><td>所属外国銀行の 業務の種類</td><td></td></tr><tr><td>所属外国銀行及び 所属外国銀行グループの組織図</td><td></td></tr><tr><td>実 行 日</td><td>年 月 日 ()</td></tr><tr><td>理 由</td><td></td></tr></table> (注) 添付書類は 8－1 を参照すること	合併後の 所属外国銀行 に関する事項	商号及び代表者		本店所在地		所属外国銀行の 役員及び従業員の数	従業員 名	所属外国銀行の 業務の種類		所属外国銀行及び 所属外国銀行グループの組織図		実 行 日	年 月 日 ()	理 由	
合併後の 所属外国銀行 に関する事項		商号及び代表者																													
		本店所在地																													
		所属外国銀行の 役員及び従業員の数	従業員 名																												
		所属外国銀行の 業務の種類																													
	所属外国銀行及び 所属外国銀行グループの組織図																														
実 行 日	年 月 日 ()																														
理 由																															
合併後の 所属外国銀行 に関する事項	商号及び代表者																														
	本店所在地																														
	所属外国銀行の 役員及び従業員の数	従業員 名																													
	所属外国銀行の 業務の種類																														
	所属外国銀行及び 所属外国銀行グループの組織図																														
実 行 日	年 月 日 ()																														
理 由																															

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 12

現 行	改 正 後																				
所属外国銀行に関する事業譲渡（事業譲受け）届出書 別紙様式 8－6 年 月 日 金融庁長官 ○○○○ 殿 主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあつては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先） 所属外国銀行に関する事業譲渡（又は事業譲受け）の届出書 所属外国銀行が事業の譲渡をしました（又は譲受けました）ので、銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 3 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">事業譲渡（又は譲受け）の相手方</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr><td>事業譲渡（又は譲受け）の内容</td><td></td></tr> <tr><td>事業譲渡（又は譲受け）に伴う費用等</td><td style="text-align: center;">（ 百万円）換算レート 1 = 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">実 行 日</td><td style="text-align: center;">年 月 日（ ）</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">理 由</td><td></td></tr> </table> （注） 1. 「事業譲渡に伴う費用等」欄には、収入についても記載すること 2. 事業譲渡の場合は、事業譲渡先外国銀行に係る書類（8－1を参照）を添付すること	事業譲渡（又は譲受け）の相手方		事業譲渡（又は譲受け）の内容		事業譲渡（又は譲受け）に伴う費用等	（ 百万円）換算レート 1 = 円	実 行 日	年 月 日（ ）	理 由		所属外国銀行に関する事業譲渡（事業譲受け）届出書 別紙様式 8－6 年 月 日 金融庁長官 ○○○○ 殿 主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあつては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先） 所属外国銀行に関する事業譲渡（又は事業譲受け）の届出書 所属外国銀行が事業の譲渡をしました（又は譲受けました）ので、銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 3 号（<u>銀行法施行規則第 35 条第 1 項第 17 号の 2 ハ</u>）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">事業譲渡（又は譲受け）の相手方</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr><td>事業譲渡（又は譲受け）の内容</td><td></td></tr> <tr><td>事業譲渡（又は譲受け）に伴う費用等</td><td style="text-align: center;">（ 百万円）換算レート 1 = 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">実 行 日</td><td style="text-align: center;">年 月 日（ ）</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">理 由</td><td></td></tr> </table> （注） 1. 「事業譲渡に伴う費用等」欄には、収入についても記載すること 2. 事業譲渡の場合は、事業譲渡先外国銀行に係る書類（8－1を参照）を添付すること	事業譲渡（又は譲受け）の相手方		事業譲渡（又は譲受け）の内容		事業譲渡（又は譲受け）に伴う費用等	（ 百万円）換算レート 1 = 円	実 行 日	年 月 日（ ）	理 由	
事業譲渡（又は譲受け）の相手方																					
事業譲渡（又は譲受け）の内容																					
事業譲渡（又は譲受け）に伴う費用等	（ 百万円）換算レート 1 = 円																				
実 行 日	年 月 日（ ）																				
理 由																					
事業譲渡（又は譲受け）の相手方																					
事業譲渡（又は譲受け）の内容																					
事業譲渡（又は譲受け）に伴う費用等	（ 百万円）換算レート 1 = 円																				
実 行 日	年 月 日（ ）																				
理 由																					

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 12

現 行	改 正 後								
所属外国銀行に関する解散（廃業）届出書 別紙様式 8－7 年 月 日 金融庁長官 〇〇〇〇 殿 主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先） 所属外国銀行に関する解散（又は廃業）届出書 所属外国銀行が解散（又は廃業）をしましたので、銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">解散（又は廃業）年月日</td><td style="padding: 5px;">年 月 日（ ）</td></tr> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">理 由</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> </table> （注）添付書類 清算人による解散後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）	解散（又は廃業）年月日	年 月 日（ ）	理 由		所属外国銀行に関する解散（廃業）届出書 別紙様式 8－7 年 月 日 金融庁長官 〇〇〇〇 殿 主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先） 所属外国銀行に関する解散（又は廃業）届出書 所属外国銀行が解散（又は廃業）をしましたので、銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 4 号<u>（銀行法施行規則第 35 条第 1 項第 17 号の 2 二）</u>の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">解散（又は廃業）年月日</td><td style="padding: 5px;">年 月 日（ ）</td></tr> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">理 由</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> </table> （注）添付書類 清算人による解散後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）	解散（又は廃業）年月日	年 月 日（ ）	理 由	
解散（又は廃業）年月日	年 月 日（ ）								
理 由									
解散（又は廃業）年月日	年 月 日（ ）								
理 由									

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 12

現 行	改 正 後								
所属外国銀行に関する銀行業の免許取り消しに係る届出書 別紙様式 8－8 年 月 日 金融庁長官 ○○○○ 殿 主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先） 所属外国銀行に関する銀行業免許等取り消しに係る届出書 所属外国銀行が銀行業の免許を取り消しされたので、銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 <table border="1"> <tr> <td>免許取消し等年月日</td><td>年 月 日（ ）</td></tr> <tr> <td>理 由</td><td></td></tr> </table>	免許取消し等年月日	年 月 日（ ）	理 由		所属外国銀行に関する銀行業の免許取り消しに係る届出書 別紙様式 8－8 年 月 日 金融庁長官 ○○○○ 殿 主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先） 所属外国銀行に関する銀行業免許等取り消しに係る届出書 所属外国銀行が銀行業の免許を取り消しされたので、銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 5 号（<u>銀行法施行規則第 35 条第 1 項第 17 号の 2 ホ</u>）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 <table border="1"> <tr> <td>免許取消し等年月日</td><td>年 月 日（ ）</td></tr> <tr> <td>理 由</td><td></td></tr> </table>	免許取消し等年月日	年 月 日（ ）	理 由	
免許取消し等年月日	年 月 日（ ）								
理 由									
免許取消し等年月日	年 月 日（ ）								
理 由									

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 12

現 行	改 正 後								
所属外国銀行に関する破産手続開始の決定に係る届出書 別紙様式 8－9 年 月 日 金融庁長官 ○○○○ 殿 主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先） 所属外国銀行の破産手続開始の決定に係る届出書 所属外国銀行が破産手続開始を決定されたので、銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 <table border="1"> <tr> <td>破産手続開始の申立てを行った年月日</td><td>年 月 日（ ）</td></tr> <tr> <td>破産手続開始の決定を行った年月日</td><td>年 月 日（ ）</td></tr> </table>	破産手続開始の申立てを行った年月日	年 月 日（ ）	破産手続開始の決定を行った年月日	年 月 日（ ）	所属外国銀行に関する破産手続開始の決定に係る届出書 別紙様式 8－9 年 月 日 金融庁長官 ○○○○ 殿 主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先） 所属外国銀行の破産手続開始の決定に係る届出書 所属外国銀行が破産手続開始を決定されたので、銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 6 号（<u>銀行法施行規則第 35 条第 1 項第 17 号の 2 へ</u>）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 <table border="1"> <tr> <td>破産手続開始の申立てを行った年月日</td><td>年 月 日（ ）</td></tr> <tr> <td>破産手続開始の決定を行った年月日</td><td>年 月 日（ ）</td></tr> </table>	破産手続開始の申立てを行った年月日	年 月 日（ ）	破産手続開始の決定を行った年月日	年 月 日（ ）
破産手続開始の申立てを行った年月日	年 月 日（ ）								
破産手続開始の決定を行った年月日	年 月 日（ ）								
破産手続開始の申立てを行った年月日	年 月 日（ ）								
破産手続開始の決定を行った年月日	年 月 日（ ）								